

福山防災リーダー連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は福山防災リーダー連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局の位置)

第2条 事務局は、福山市東桜町3番5号福山市役所危機管理防災課内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、福山防災リーダーの活動を推進することにより、防災に関する知識の普及、情報の提供、意識の高揚及びブロック連絡協議会（以下「ブロック協議会」という。）間の連携を図り、もって災害による被害の防止及び軽減に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自主防災組織の活動を推進するための調査及び審議に関すること。
- (2) 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) ブロック協議会との連携及び情報交換の機能強化に関すること。
- (4) 福山防災リーダーフォローアップ研修の実施に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 協議会の会員は、福山防災リーダーとする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 幹事 4人
- 2 会長は、ブロック協議会の会長の中から協議会の会議において選任する。
 - 3 副会長は、ブロック協議会の会長の中から会長が指名する。
 - 4 幹事は、ブロック協議会の会長をもって充てる。
 - 5 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
 - 7 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 8 幹事は、協議会の運営に必要な調整、協議を行う。

(専門部会)

第7条 福山防災リーダー連絡協議内に専門部会を設置し、専門部会の詳細については、専門部会規約に定めるものとする。

(ブロック協議会)

第8条 ブロック協議会は、別表のとおりとする。

2 ブロック協議会に会長を置く。

3 ブロック協議会は、協議会の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) ブロック内の自主防災活動の交流促進及び情報提供に関すること。

(2) 各種防災事業の人員選定に関すること。

(3) その他ブロック内の自主防災活動を推進するために必要な事業

(会議)

第9条 協議会の総会及び役員会は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 総会の出席者は、協議会の各ブロック協議会の役員とする。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) ブロック協議会の連携に関すること。

(4) 自主防災組織の活動の推進に関すること。

(5) 役員の選出に関すること。

(6) その他必要と認める事項

4 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。ただし可否同数のときは、議長が決するところによる。

5 役員会は、協議会の運営、活動方針並びに総会提案事項の検討や調整のため開催する。役員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(顧問)

第10条 協議会は、協議会の目的を達成するため必要があると認める場合は、有識者等を顧問として置くことができる。

2 顧問は、会長の要請に基づき、協議会の事業に関して助言を行う。

3 顧問の委任は、総会で定める。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附則

この規約は、2017年（平成29年）7月23日から施行する。

この規約は、2019年（令和元年）5月11日から施行する。

この規約は、2020年（令和2年）5月15日から施行する。

この規約は、2021年（令和3年）5月21日から施行する。

この規約は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

〔別表〕ブロック協議会

